

## 高知県公立大学法人業務方法書の変更について

### 1 根拠法令

#### <地方独立行政法人法抜粋>

(業務方法書)

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

#### <高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則>

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務運営に関する基本方針

(2) 業務委託の基準

(3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、公立大学法人の業務の執行に関し必要な事項

### 2 主な変更点

平成27年4月1日に高知県公立大学法人が公立大学法人高知工科大学を吸収合併したことに伴い、第3条の大学の設置及び運営の条項に「高知工科大学」を追加する。